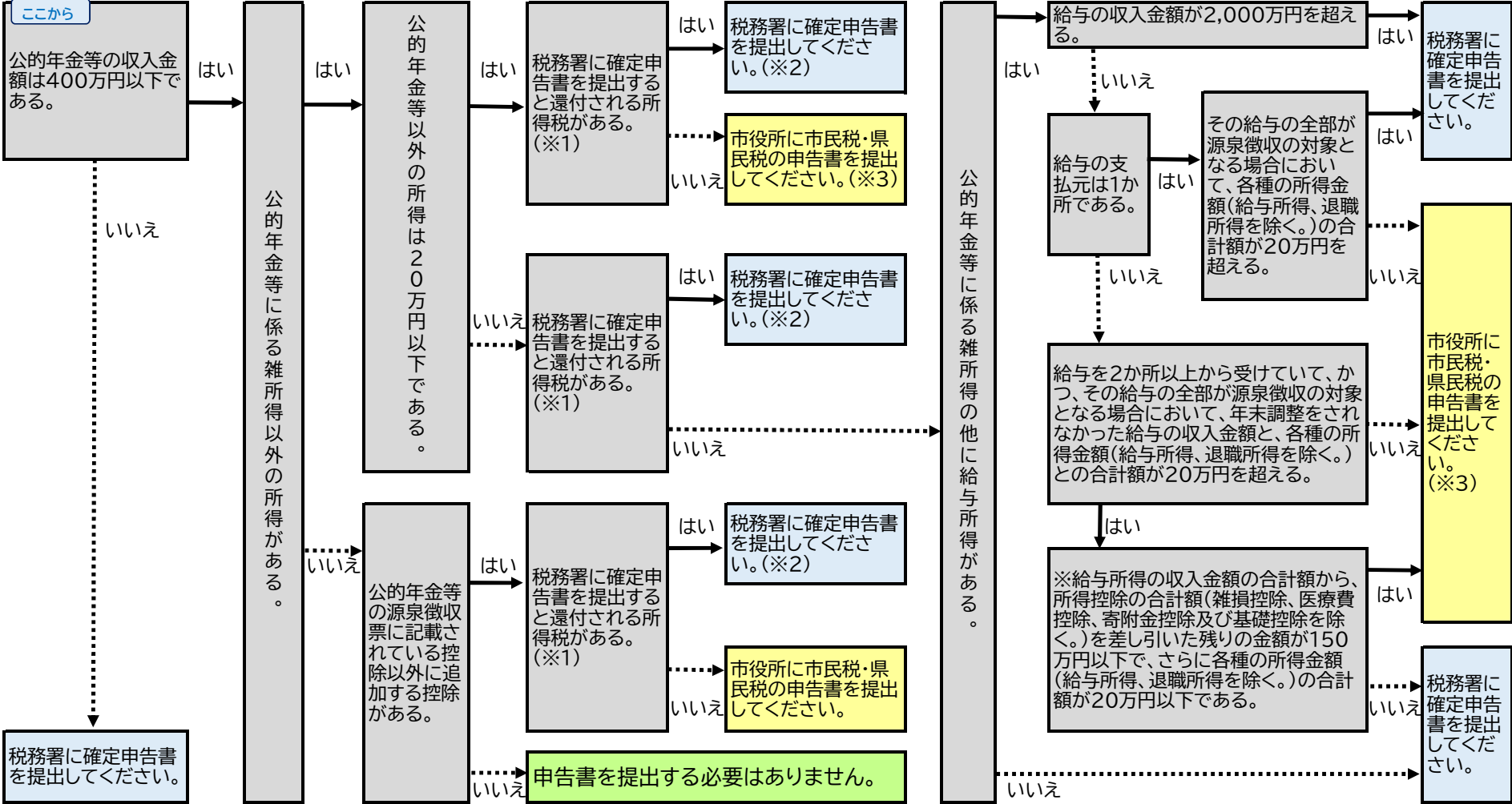


公的年金等に係る雑所得がある方の申告フローチャート



※1: 税務署に確定申告書を提出すると還付される所得税があるかについては、国税庁ホームページから「確定申告書等作成コーナー」で計算することができます。  
 ※2: 所得税の還付を受けるための確定申告は任意提出です。所得税の還付を受けず、市民税・県民税のみで控除を受けたい場合などには市民税・県民税申告書をご提出ください。  
 ※3: 給与所得については、勤務先・給与の支払元がさいたま市に給与支払報告書を提出している場合で、他に追加する控除がなければ改めて申告して頂く必要はありません。  
 ※4: 本フローは簡略化したフローチャートになります。これらの場合に限らず所得税においては、申告が必要になるケースがありますので、国税庁ホームページの「確定申告が必要な方」のページをご確認いただき、必要に応じて税務署へお問い合わせください。